

国土交通大臣登録講習（登録番号第23番）
令和元年度登録ダクト基幹技能者講習の開催案内

登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局

日空衛・全ダ連の2団体では、国土交通大臣の登録講習として、令和元年度登録ダクト基幹技能者講習を次のとおり開催いたします。

受講希望者は、当案内の「受講申込書送付依頼状」を用いて講習委員会事務局より受講申込書を取り寄せ、その所定受講申込用紙を用いてお申し込み下さい。

なお、申込者が欠席の場合でも、原則として受講料の返金はいたしません。

記

1. 受講資格

次の要件をすべて満たす方が受講申請することができます。

- ① 建設業法で定める管工事におけるダクト施工の実務経験が10年以上で、そのうち職長としての実務経験が3年以上であること。
- ② 職業能力開発促進法に基づく1級建築板金技能士(ダクト板金作業)の資格または、建設業法に基づく1級若しくは2級施工管理技士(管工事)の資格を有すること。

2. 開催日と会場

本年度は、1回1地区で開催します。

○第1回 東京地区：令和2年2月 5日(水)～2月 7日(金) 募集人数 50名

講習会場：『空衛会館』5F会議室

〒104-0041

東京都中央区新富2丁目2番7号

一般社団法人東京空調衛生工業会

講習時刻は、午前9時～午後5時(最終日は午後4時40分)です。

3. 受講料

1人 48,000円(登録講習修了証作成・発行費含む)

ただし、交通費、昼食費、宿泊費等は含んでいません。

(なお、宿泊の必要な方は、各自で周辺のビジネスホテル等を確保してください。)

4. 申込に必要な書類・申込要領等

下記の書類を各人ごとに提出用封筒に詰め、特定記録郵便で送付して下さい。

- ① 受講申込書
必要箇所を楷書で正確に記載、捺印し、顔写真(縦30×横24mm)を貼付して下さい。
- ② 実務経験証明書(所定用紙に記入、証明者の署名・捺印が必要)
- ③ 受講料振替払込証明書(受講申込書裏面の所定欄に貼付して下さい)
- ④ 写真(2枚必要)
顔写真は上半身を無帽・無背景で撮影したもの(カラー：30mmH×24mmW)。
裏面に氏名を記入のうえ、1枚を受講申込書に、1枚を写真票に貼付して下さい。
- ⑤ 技能士または施工管理技士の資格証の写し(サイズを、A4判にして下さい)
- ⑥ 職長教育修了証(労働安全衛生法第60条)の写し(サイズを、A4判にして下さい)
本人氏名および実施日・実施団体・証明印を示す実施証明のある両面を1枚にコピーして下さい。
職長教育修了証に換えて、事業主以外の元請建設業者等の証明による場合は、実務経験証明書に記載の職長経験3年以上について「職長経験証明書」として証明を受けて添付。

5. 受講申込書の請求

受講を希望される方(または事業主)は、別紙の「受講申込書送付依頼書」に必要事項を記入のうえ、講習委員会事務局までFAXにてお申し込み下さい(受付期間：9月1日～11月30日の間)。

講習委員会事務局より「受講申込書」関係資料一式を送付します。

6. 受講申込受付期間

受講申込者について、受講資格審査を行い、受講資格の認められた方には、登録講習会実施直前(令和2年1月下旬迄)に、受講票を交付します。

受付期間：令和元年9月1日～令和元年11月30日(締め切り)

なお、収容人数の都合上、**先着順で、定員数になり次第締め切らせていただきます。**

7. 講習カリキュラムおよび時間数

第1日	第2日	第3日
開講式・オリエンテーション	品質管理 1:00	OJTによる人材育成 4:40
基幹技能者の役割と業務 1:30	資材管理 1:00	OJTの進め方
関連法規 1:20	原価管理 1:00	OJTの実践方法
施工計画 1:20	安全衛生管理 1:20	OJTの実践演習
工程管理 1:30	製作と施工 1:00	講習考査試験 1:30
	技術動向と環境問題 1:00	

8. 試験不合格者の特例

講習を受講し、試験が不合格となった者は、不合格となった年度の翌々年度まで、2回を限度として試験を再受験ができる制度になりました。

9. 留意事項

今回の講習会は、平成20年4月1日改正施行の建設業法施行規則に位置づけられる「登録基幹技能者講習」です。従来の「基幹技能者認定講習」ではありません。

登録ダクト基幹技能者は国土交通省が認める資格です。講義を受講し、講習考査試験に合格(講習修了)した者には「登録ダクト基幹技能者講習修了証」が交付され、経審での加点が認められます。

登録ダクト基幹技能者制度の概要

登録ダクト基幹技能者とは

ダクト工事に従事する熟練技能者は、空調、換気、排煙設備における各種ダクトの製作・取付はもとより、換気・排煙機器や装置の取付けに伴う配管・断熱・塗装の機能、工程に関する知識を有し、現場調整ができなければなりません。

さらに生産性の向上、コスト縮減といった近年の課題に応えるためには、「仕事の段取り、取りまとめ」といった作業管理の分野が重要であり、手戻りのない作業が不可欠です。

このように、登録ダクト基幹技能者は、ダクト工事施工に際し、熟練技能者として施工の実情に精通し、現場における作業管理・調整能力を有することにより、現場の状況に応じた施工方法の提案、連絡、調整を行い、作業をより効率的に行うための作業方法の構成や人員配置ができ、前・後工程に配慮して、他職種の職長との連絡調整等を円滑に行うなどの、自主管理能力を有する上級職長です。

元請側の技術者と工程、品質・安全確保等について、対等な立場で話し合っ調整できる上級職長であり、ダクト工事における技能者の最高レベルの資格として位置付けられます。

そして、登録ダクト基幹技能者は次のような職務に対応することになります。

1. ダクト工事を円滑に行うため、元請または自社の技術者に対し、現場の状況に応じた施工方法の提案、連絡、調整等。
 - ・施工において「一般技能者」と「管理に当たる技術者」との接点となる。
 - ・「管理にあたる技術者」の補助業務。
2. 工事の前・後工程に配慮した他業種の基幹技能者(職長)との連絡、調整。
3. ダクト製作工場との連絡調整。
4. 作業を効率的に行うための技能者の適切配置。
5. ダクト工事の品質、安全、工程等に係わる作業管理。現場の技能者に対する施工の指示、指導。
6. 部下の育成

登録ダクト基幹技能者講習の目的

本講習は、今後のダクト業界を担う「熟練職長」の方々が「登録ダクト基幹技能者」としてさらに飛躍することによって、技能者の目標となる制度に育てることを 目指して実施されます。

登録ダクト基幹技能者講習は、平成8年に国土交通省や関係団体によって策定された「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本指針」を踏まえ、一般社団法人日本空調衛生工事業協会(日空衛)と一般社団法人全国ダクト工業団体連合会(全ダ連)の2団体が、平成18年3月に共同で策定した「ダクト工事業における技能開発計画」を基に、平成18年度より「ダクト基幹技能者認定制度」として創設され、平成20年度の建設業法施行規則の改正により、平成21年4月に2団体が実施機関として国土交通大臣の登録を受け「登録ダクト基幹技能者事務規程」に基づいて新たな制度として行う国土交通大臣登録講習です。

登録ダクト基幹技能者の活用に向けた活動

登録ダクト基幹技能者は、ダクト工事における技能者の最高レベルの資格者としてダクト業界の中で認められた方々であり、誇りと自覚を持って物づくりを担う責務を果たす必要があります。

登録基幹技能者の企業内での個別の処遇については、雇用者との関係になりますが、業界団体として登録基幹技能者の処遇改善や地位向上を図るため、次のような活動を目指して行きます。

1. 建設専門工事業団体等との協調活動

基幹技能者資格制度を制定・運営している建設専門工事業団体は「基幹技能者制度推進協議会」を設置し、総合工事業団体、学識者、行政機関も参画して基幹技能者の社会的周知と活用に向けた次のような活動を開始しています。

- (1) ゼネコンなどの元請企業団体に対して、基幹技能者の活用を働きかける。
- (2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)の推薦に際しては、基幹技能者を優先する。

2. 日空衛と全ダ連の協調活動

- (1) 公共工事および難易度の高いダクト工事において、建設業法で規定する主任技術者として登録ダクト基幹技能者を優先配置する。
- (2) 登録ダクト基幹技能者の選任にあたっては、基幹技能者データベースを閲覧して確認する。
- (3) 登録ダクト基幹技能者の社会的認知の促進を図る。

登録基幹技能者の資格更新

修了証の有効期限は5年間となっており、資格更新は、更新時期に改めて手続きのご案内を致しますが、更新の手続きをせずに有効期限が経過しますと、修了証の効力が失われます。

なお、住所、所属企業などに変更を生じた際は、講習委員会事務局(全ダ連)へ届出を行ってください。

受講申込先および問合せ先

登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局

〒170-0072 東京都豊島区巣鴨 3-3-1 YYビル 2階

一般社団法人全国ダクト工業団体連合会内

TEL. 03(5567)0071 FAX. 03(5567)0072

〒104-0041 東京都中央区新富 2-2-7 空衛会館

一般社団法人日本空調衛生工事業協会内

TEL. 03(3553)6431 FAX. 03(3553)6786